

北宋前半の本貫取解について

村田 岳

一、はじめに

小論は北宋前半、特に仁宗朝期を対象として、科挙制度内で重要となる本貫取解規定を解額数と合わせて検討していき、そこから当該時期の科挙社会史内での立ち位置を考察しようというものである。

中国史上に於いて宋代とは科挙試験が本格的に開始され、それとともに士人層が歴史の主役となった時代である。そのため、宋代科挙は多くの成果を挙げ、近年では科挙制度よりさらに発展し、それを取りまく「科挙社会」研究が隆盛となっている。⁽¹⁾この科挙社会を考える際に重要となってくるのは、考察対象を科挙合格者のみならず、落第者をも含むことであり、そこから合否がもたらす社会流動といった点が注目を集めている。

そしてこの科挙社会の中心にいた士人とはまさに科挙に参加することで士人と認められ、さらには特権にも与かっていたのであるが、⁽²⁾

この科挙に参加する、具体的には第一段階試験である解試に参加する上での制度面での研究は不十分な部分が多い。そしてこの解試制度の中でも重要なのが受験地を限定する本貫取解規定である。これは受験（応挙）者の本籍地である本貫でなければ受験（取解）できない、とするものである。科挙は官僚となるのに相応しい教養と人格を身につけている人間を合格させるものであるが、試験のみでは人格までは保証できない。そこで応挙者の人格を郷里の人が保証する制度として本貫取解規定が存在していた。⁽³⁾

そして同時に解試には解額と呼ばれる州軍ごとに割りあてられた合格定員数が存在していた。これは応挙者数や文化レベルに応じて地域的不均衡が存在していたため、本貫を偽った不正受験が多発する原因ともなっており、ここから本貫取解規定は解額制度、ひいては解試そのものの根本に関わるものとなる。本貫取解規定については「殆ど徒法空文に終った」という観点があるためか、先行研究でも制度の概括にとどまってしまうっており、依然としてさらに踏み

こんだ検討をする余地が残され、特に各地の解額との関係から考察される必要性がある。各地の解額について――さらに言うならば、各地の応募者数についても――北宋期であれば神宗朝期のそれについては既に研究があるもの、それ以前の時期については手つかずの部分が多い。規定違反をもたらした解額の不均衡とは具体的には如何ほどであり、どう変化していったのか。これを規定そのものと合わせて検討していきたい。

また、小論が考察対象とする仁宗朝期についても説明しておきたい。当該時期は十一世紀前半を中心とする時代であり、宋代の三度にわたる科挙・学制改革の一度目（慶暦の改革）の時代でもある。最終的にはこれら三度の改革の結果、全国的に士人層の激増が見られ、特に三度目の徽宗朝期の改革はその後の科挙社会に大きな影響を与えたとされる⁽⁶⁾。そしてこの仁宗朝期の改革は結果としてすぐに中止されたため、先行研究でも理念のみしか評価されていないが、以下に見ていくようにこの時期には本貫取解規定の大きな変遷が見られる。では、この時期の変化はその後の科挙社会の形成に何も寄与しなかったのか、という疑問が発生する。

よって小論では十一世紀前半を中心とした各地解額と本貫取解規定を見ていくことで、当該時期の科挙社会史内での存在意義を探っていくこととする。

二、北宋前半の解試倍率

宋代に於いて本貫取解規定は一貫した規定であり、様々な変化を重ねながらも規定は繰りかえし布告されている。これは裏を返せば規定が如何に遵守されなかったかを意味しているが、では何故多くの応募者は規定を破つても不正受験を行ったのであるのか。史料として

【史料一】

天下州郡の擧子、既に本處の人多く解額少なきを以て、往往に競いて京師に赴き、戸貫を旋求するに、郷擧の弊、此れより甚だしきは無し。朝廷加うるに峻文を以てすると雖も、終に禁止する能わざるは、蓋し以えらく開封府の擧人は多からず解額は動もすれば數百人を以てするに、適に之を招徠し、其をして法を冒せしむる所以なり。其の弊を革めんと欲すれば、預め之が爲に防ぐに若くは莫し。罷擧の歳に於いて、本府をして諸縣に下り見今の土著を察訪し、寔に多少の擧人有れば、的實の數目を見得するを候ちて、貢院に開送せしむ。外郡の人數と比較し、解名を酌申し其の分數を處量し、別に額を立定す。外方の擧人其の此くの如きを知れば、豈に數千里を遠とせず峻文を冒し寄貫を求むるを肯んぜんか。

蘇頌『蘇魏公文集』卷十五議貢擧法⁽⁷⁾

というものが存在しており、これは神宗朝期のものであるため、小論の考察範囲外であるが、ここでは本貫を偽った応挙者が多発する原因を首都開封府と地方との解額数の差に求めており、対策として開封府の解額数の調整を提言している。ここから、両地の解試受験倍率、解額には本来の適正さを超えた格差があると思われるが、では具体的にはどの程度の差があったのであろうか。既に北宋期の開封での科挙受験については先行研究にも言及されているが、本節では両地の格差にしばって考えてみることにしたい。

まず、何故応挙者は開封に向かうのかを考えると、当然のことながら、遊学先として開封は文化レベルも高いため、応挙者にとって良い刺激を受けやすいという点が挙げられるだろう。また、特に司馬光の

【史料二】

蓋し以えらく朝廷毎次の科場、差する所の試官は率ね皆な兩制三館の人にして、其の好尚する所は即ち風俗と成る。在京の舉人、時好を追趨するに、體面を知り易く、淵源漸く染し、文采自ら工す。僻遠孤陋の人をして、之と敵と爲り、混同封彌し、長短を考較するに、勢として侷しからず。…京師に遊學する者に非ざれば、善く賦詩論策を爲さず。此の故を以て、四方の學士をして皆な郷里を棄背し、二親を違去し、京師に老し復た更歸せず。

『傳家集』卷三十二貢院乞逐路取人狀⁽⁸⁾

北宋前半の本貫取解について

という発言に見られるように、その時々々の学問上の流行、さらにはその流向の主導者であろう知貢挙を身近に感じることができると大きな利点であった。まさに、流行を知らずして合格は難しいのであり、その象徴例が省試の例ではあるが、嘉祐二年（一〇五七年）の科挙にて古文派の歐陽脩が知貢挙となった際に、従来の文体である太学体を用いた応挙者を一斉に不合格としたことに起因する祭文事件である⁽⁹⁾。純粋な学力というよりも流向を知悉しているかが、可否の分かれ目であったとも言え、この事件から最新の学界傾向が存在していた開封府は受験勉強をするのに、非常に有利な地であったことが理解できる。また受験勉強に有利な開封府からわざわざ本貫地にまで帰った上で受験をするというのは、時間と旅費の双方で避けたいものでもあったと思われる、事実、科挙が隔年開催となつて以降では開封府に寄居する応挙者が増えており、問題となつている⁽¹⁰⁾。

だがこれと同時に存在していたのは、やはり蘇頌の言にある通り、開封と地方との受験難易度の圧倒的なまでの差である。仁宗朝期の史料で比較すると、

【史料三】

吳郡の解額、祥符の間より制を定め、秋舉は四人を以て率と爲す。慶曆中、應舉の者は止だ二百人のみ。范貫之の龍圖送錢正叔赴舉序、已に言えらく四人の額、它藩に視べ最も寡しと爲すと。熙豐の間、舉人漸く多くなるに、増して六人に至る。…

『吳郡志』卷五十雜志⁽¹¹⁾

という史料が存在している。范貫之とは仲淹の姪である師道の字、官は嘉祐八年（一〇六三年）に直龍図閣に至った人物である。⁽¹⁴⁾だが、ここにある蘇州の応挙者が二百人であったというのは少なすぎる感がなくもない。⁽¹⁵⁾慶暦四年（一〇四四年）十一月から同八年（一〇四八年）四月までの時期は、生員でなければ応試することができないという規定であったが、あるいはこの時期の状況を指しているのかもしれない。事実、慶暦年間の蘇州州学の養士額は百人であったようであり、⁽¹⁶⁾この人数に非養士の生員や県学生員も含めての人数を母集団としての応試者が二百人であったと考えることも可能であろう。だが一方で後掲史料のように仁宗朝期の東南州軍の応挙者数はこの程度であったと解釈することができるとも存在している。いずれにせよ、ここから蘇州の解額は大中祥符年間に定まり、⁽¹⁷⁾熙寧・元豊年間に到るまで四人であったことが分かる。

そしてこの蘇州解額四人という数字は

【史料四】

袁州は國初の時より、解額は十三人を以て率と爲す。仁宗の時、查拱之郎中知郡たりし日、進士を秋試するに因りて、黃華如散金を以て詩題と爲す。蓋し『文選』の詩、青條若葱翠、黃華如散金を取ること、是れなり。舉子多く秋景を以て之を賦するも、惟だ六人のみ詩意を失わず。是れより只だ六人を解るのみにて、後遂に額と爲る。無名子之を嘲けりて曰く、黃華を誤認し菊華と作る、と。

『能改齋漫錄』卷五誤認黃華作菊華⁽¹⁸⁾とあるように天聖年間から明道年間というほぼ同時期⁽¹⁹⁾、袁州が六人を解額としていたのと比べても同程度ということになる。だが当時の袁州の応挙者数が分からないため、何人中で一人を解ったのかが分からず、蘇州の史料との比較が難しい。そこで当初の解額は十三人であったということから考えてみたい。近藤一成氏の考証に拠れば、一番最初の解額数はそれまでの最大合格者数の五割と定められたものであった。⁽²⁰⁾つまり、袁州は最大で二十六人を合格させたことがあるということになるが、これは分数制時期のものである。分数制の際の合格率は応挙者の二割を基準としつつさらに厳選すると定められていたため、⁽²¹⁾ここから宋初の袁州の応挙者数は百人台前半であったと推測できる。仁宗朝期後半までの時間も考えれば、その応挙者数は蘇州の二百人と同じくらいであろうか。いずれにせよ、これが治平元年（一〇六四年）の歐陽脩の言によれば、東南州軍は「百人に一人を取る」、⁽²²⁾とあるので、仁宗朝期の東南州軍は「五十人から百人に一人を解るといふ状態であったと思われる。ではこれに対して同時期の開封はどうであったのであろうか。仁宗朝前半期の開封府の具体的な解額数は不明であるが、皇祐五年（一〇五三年）に百人に十五人を解るといふ規定が定まる。⁽²³⁾すなわち全国的に定額制であった時期に分数制を採用していることになるが、この制度での開封府解試は一回しか行われず、嘉祐二年には科挙の隔年化にもなう全国的な解額半減を承けて、定額制であった

前々回解試である皇祐四年（一〇五二年）解額の半分となる。⁽²⁴⁾そしてその翌三年（一〇五八年）に

【史料五】

禮部貢院言えらく、詔を奉じて再び科場條制を詳定するに、應る天下の進士・諸科の解額は各おの減半し、明經は別試なるも諸科の解名に係り、諸科無き處は一人を解るを許す。開封府の進士は二百一十人、諸科は一百六十人、國子監の進士は一百人、諸科は一十五人。明經は各おの十人、並びに定額と爲さんことを。…之に従う。

『宋會要輯稿』選舉三之三、三六嘉祐三年三月十一日⁽²⁵⁾

とあるように、開封府の解額が決定される。ここから皇祐四年以前の、つまり分数制となる前の解額をこれの倍であると結論づけるのには躊躇いが残るが、それでも一定数の削減の上でこの解額数となったことを考えるならば、開封府進士だけでも三百人台であったのは確実であろう。これにさらに諸科が加わり、國子監補試を経ての得解というルートも存在していたのであるから、総合的な解額数は七百人ほどではなかったであろうか。一方で当時の開封の応募者は六千人から七千人であり、また進士科応募者は二千人ほどであった。⁽²⁷⁾しかしながら実際に開封府本貫の応募者、つまり正規の応募者は

【史料六】

上封者言えらく、今歲開封府の進士に擧げらるる者千九百餘人

に至るも、多く戸籍を妄冒するに、之を條約せんことを請う、と。『續資治通鑑長編』卷一〇八天聖七年（一〇二九年）十二月癸酉⁽²⁸⁾とあるように本来は多くないため、本貫取解規定が遵守されているならば、その合格率は進士科、およびそれ以外にも十人に一人以下ではなかったか。つまり、当時の開封は遊学先としてのみならず、応募地としてもその合格可能性から見て、すぐれて魅力的な地であったのである。そして蘇頌が【史料一】で述べているように、開封本貫の応募者が少ないのにも関わらず、解額が不釣り合いなほど多いのが問題なのであり、だからこそ本貫取解規定は遵守されなかったのである。

以上をまとめると、まず仁宗朝期の開封と地方での受験難易度は大きな差があり、その対比は一对十になっていた可能性がある。結果として、応募者の開封への一極集中を招くが、これは本貫取解規定を守らせようとする宋朝政府の望まない事態であった。そうであるならば、規定を守らせるには繰りかえしの布告のみでは不足であり、そもその原因である解額数の不均衡を是正することによってこそ、はじめて効果が現れるだろう。次節では本貫取解規定の変遷と解額数の関連についてみていくこととする。

三、北宋前半の規定変化

宋朝は建国以来、本貫取解規定の遵守を繰りかえし求めていたが、

その内容としては簡略なものであり、また厳しい罰則規定をとまなうものではなかった。²⁹⁾ それが一転したのが天聖七年（一〇二九年）である。長い史料であるが、引用すると

【史料七】

上封者言えらく、貢舉條制、進士諸科の如し顯に戸籍無く、及び戸籍有ると雖も久しく本貫を離るる者は、官を召して委保し試に就くを許すも、仍お卷首に於いて具に本貫寄應の二處を標す。若し田業無きと雖も、見に墳域を存し、久しく舊貫に居し、顯に行止有れば、亦た召保取應するを許す、と。

伏して見るに近年科場を開くごとに、外州の舉人競いて京府に湊し、寄貫し保を召し、多く此の條に違ふ。…欲し請うらくは自今開封府の進士、舊と戸版十年以上有りて見に本貫に居するの投狀を許すを除き、未だ十年に及ばず或いは已に十年と雖も、本貫に居せざる者は、狀を接するを得る無し。其の在京の戸無きの人、先に縣を経て投狀するを許し、郷者に責して保驗せしめ、委に是れ久しく居し、別州に亦た戸籍無き者は、書狀に結罪し、縣官に委ねて行止を訪驗せしめ、虚矯有る無ければ、保明し司録司に上して告示し、保を召して取解す。其の外州の先に戸籍有るの人、各おの勒して本貫に就きて解を請わしむれば、舊の舉數場第を理むるを與す。如し郷里別に親戚無く、但だ墳墓有るのみも、亦た保を召して取解するを許す。如し旋に田土を置き、妄りに保官を召し、戸名を寄立し、郷縣を罔冒し、一

事實に非ざれば、人の糾告するを許す。應る干犯人は皆な違制を以て一等罪を科し、舉人廩有るも、亦た贖うを聽す勿きことを、と。

兩制に詔し官を集め議定せしむるに、翰林學士章得象等言えらく、…請うらくは舉人に令し如し戸籍有りて七年以上に及び見に本處に居するは、即ち投狀するを許す。未だ七年に及ばず、本貫に居せざる者は、收接の限に在らず。其の委に戸貫無き者は、舊制もて有出身の京朝官を召して行止を保明するを許すも、仍お二人を過ぐるを得ず。…如し違犯有れば、保官は違制失を以て論じ、舉人は科場を勒出し、永に取應するを得ず、同保の者は殿五舉とす。如し請囑に涉すれば、自ら重に従い論ず。今上封者請うらくは先に隸する所の縣を経て投狀す、及び村者を責して行止を察訪せしめんと。望むらくは請う所の如くし、仍お諸色人の糾告するを聽さんことを。其の外州舉人は舊の舉數場第を理するを與し、及び止だ墳墓有るのみも、亦た保を召し取解するを許すも、若し一事の條貫を違えば、違制を用て一等罪を科す。望むらくは並びに請う所に依らんことを、と。奏して可。

『宋會要輯稿』選舉一五之七、八天聖七年十一月十九日³⁰⁾とあって、まず上封者が旧来の「貢舉條制」での戸籍が現地でない場合でも受験できる規定を引用、だが違反が多発しているため、より詳細化した案を提出し、集議を経た後におおむね上封者の提案が

採用された、という史料である。本貫取解規定が維持されているのは無論であるが、新たに決まった部分で重要なものは、本貫地でない場所に（具体的に念頭にあるのは開封府に⁽³¹⁾）、七年以上居住していれば、受験を許すという部分であり、これは逆に言うならば最低でも七年間の居住が必要となる。この時期の科挙はおおむね三年ないしは四年ごとに開かれるため、七年間本貫地を離れるということは⁽³²⁾ おおよそ二回の科挙に参加できないということの意味する。また、確かに戸籍がない場合でも有官者の保証があれば受験も可能ではあるが、実際にそのようなことが可能な応挙者はそれほど多くなかったであろう。この七年居住を必要とする、というのはそれ以前の制度を示している「貢舉條制」が「久しく」という抽象的表現であったことを考えれば明確化されており、さらにこれは北宋期を越えて南宋期にまで継続されているため、宋代の恒常的な規定となつてい⁽³³⁾ る。そしてこれに違反した場合、「永に取應するを得ず」となるのであるから、従来よりも厳格化された規定と言⁽³⁴⁾ える。

そしてこれは少なくとも理論的には開封府での応挙者の減少と地方での応挙者の増加を招くこととなる。また、この天聖七年制で注目するべき点としてもう一つが、「舊の舉數場第を理むるを興」したという部分であり、これは上封者の言う「其の外州の先に戸籍有るの人、各おの勒して本貫に就きて解を請わしむれば」という部分に対応し、開封府で滞在・居住をしている応挙者に対しての規定である。それまでの応挙回数に応じての解試免除（免解）に関わるも

のであり、本貫に帰ったならば、それまでの応挙経歴を認めるというのは、応挙者に対して開封から地方への誘導を意味する。そして天聖七年はその夏に解試が行われているが、天聖七年制の詔令が出された十一月より次の解試となった明道二年（一〇三三年）の前年に出された詔令が

【史料八】

詔すらく、天下の舉人は大中祥符八年の額に依り五分を解の外、其の人多く額少き處は、試に就きし人數を計り十の二を解るを許す、と。

『續資治通鑑長編』卷一一一明道元年（一〇三三年）七月丁酉⁽³⁵⁾であり、ここから全国的な解額数の調整が行われたことが分かる。またこの天聖七年から明道二年までの四年間で三度に渡って、過去の⁽³⁶⁾ 応挙経歴に照らしての免解を認める布告が出されている。

つまり、天聖七年制は本貫取解規定を厳格化させるものであると同時に、開封府の非本貫地応挙者を本貫地に帰らせるために恩典を与え、さらには次回科挙では解額の調整を行ったものであったのである。この後、慶曆元年（一〇四一年）には

【史料九】

南郊赦書、應る三京及び諸州軍の進士・諸科の曾て殿試を經、及び進士の寔に四舉に應ず、諸科の寔に曾て六舉を經て南省下第の者、並びに昨來開封府の本土進士、多く聞くならく郡外舉人戸名を虚冒し、妄りに郷貢を稱して試に就くに因り、本土舉

人を解送すること全く少きを致すと。其の郷選を重んじ、特に推恩を示す。…其の外郡舉人は、仍お有司に仰せて舊額を勸會し、特に人數を増添するを與うるに、此の後は須く本貫に就きて解を請うを得べし。…

『宋會要輯稿』選舉一五之一一慶曆元年十一月二十日⁽⁴⁷⁾やはり、開封府を中心とした複数の都市にての不正受験が多いため正規の応募者が解送されない、という事態を鑑みて、本貫の応募者を救済すると同時に、その他地方からの発解数を増やすことで寄応者に帰郷を促しているのである。⁽³⁸⁾

つづいて慶曆年間に入ると范仲淹らによる慶曆の改革が行われるが、その際には⁽³⁹⁾

【史料十】

初め郡學に入るの人、省學に到りし人二人の是れ本郷の人の事なるを委保するを須ち、或いは寄居已に久しく、不孝不悌踰濫の行無く、即ち曾て刑責を犯さず、或いは曾て官司の罰贖を経るも、情理重からざる者、方めて學に入るを得。應る取解は逐處在學の本貫の人にして、並びに學に入り聴習すること、秋賦投状の日前に至り三百日以上に及び、舊に解を得し人は百日以上を以て、方めて取應するを許す。

『宋會要輯稿』選舉三之二四慶曆四年三月十三日⁽⁴⁰⁾とあって、科挙に参加するためには基本的には本貫地にての一定期間の在学が必須となり、さらにはそれまで省試で行われていた連保

制度が解試にも導入されることとなった。⁽⁴¹⁾これによって解試受験時にての本人確認が行われることで本貫取解規定の実効性が高まったため、全体として厳格化されたと言える。ただしこの在学規定は改革の提唱者であった范仲淹が中央を去ることによって見直しが進められ、年内には在学日数の規定が撤回される。⁽⁴²⁾とはいえ、その後も地方州県学に入学するには本貫の人間でなければいけないという規定は再確認されており、⁽⁴³⁾現地学生でなければ応募することはできないという規定が継続したと思われる。改革全体は同八年に一切が旧制に戻されることよって撤回されることになるが、⁽⁴⁴⁾慶曆四年の次の解試となるのは同六年であり、そしてその前年に

【史料十一】

禮部貢院に詔し天下の解額を増さしむ。既にして上言すらく、請うらくは景祐四年、慶曆元年の科場の取解進士の人數の内を以て、一年の多き者を選び、令して解二分に及びて率を爲さしむ。試に就きし人多きと雖も、添ずる所の人數は各おの元額の半を過ぎず。…今總べて諸州軍凡そ増すこと三百五十九人、乞うらくは永く定額と爲さんことを、と。之に従う。

『宋會要輯稿』選舉一五之一三慶曆五年三月二十五日⁽⁴⁵⁾とあるように、その前回、前々回解試である景祐四年（一〇三七年）、慶曆元年の解額数より増額させている。これも全体として見るならば長続きはしなかった改革とはいえ、慶曆四年制に対応した措置であるろう。

以上の分析から北宋前半に於ける本貫取解規定は建国当初より存在してはいたものの、天聖七年以降、嚴格化の道を歩みはじめたということが分かる。だが、規定は単に嚴格化されただけでなく、前節での蘇頌の言にある通り、解額数の調整を—少なくとも結果的に—ともなうものであった。すなわち規定変遷というものは解額総数の変化に唯一ではないとしても影響、連動する等の密接な関係があったのである。無論、これがどこまで不正対策として実際に効果を挙げたのかは、その規定が繰り返し出されたということからも推して知るべきである。だが、規定の嚴格化は決して単独で行われたのではなく、宋朝政府は少しでも合格しやすい州軍を狙って滞在・居住をしていた応募者たちに対して、解額数の調整といった形での誘導を行っていたのである。

そこで次なる問題として、一地方州軍での解額数は具体的にはどのように変化していったのか、全国的な解額数の調整を命じた布告は果たして本当に実現されていたのかを検討しなくてはならない。

四、北宋前半期の福州解額について

第一節にて述べたように、北宋前半期の応募者数や地方解額の変化については、その史料上の制約から明らかにすることが困難であり、宋元期の地方志などでも神宗朝以降の数字がほとんどである。そのような中で、『淳熙三山志』に載せられた福州解額の史料は北

宋前半期の変化を示すほぼ唯一の史料である。本節では同史料を分析していくことで、本貫取解規定との関連を見ていくこととしたい。

【史料十二】

州は國初より舉子尚お少なく、錢氏朝に歸るも、解額未だ定法有らず。天禧四年、節鎮州府に詔し進士二人を取らしめ、累増して天聖七年に至りて十八人と爲す。明道二年、増して四十一人と爲し、景祐四年、明道二年の増す所の人數太多きを以て、十をして二を取らしむるに、州は四人に該し、天聖七年の額と併して二十二人と爲す。慶曆五年の貢舉、元年の試に就きし人數二分を解るも、元額の半を過ぐるを得ざる所以に、州は十一人を増すに該し、景祐四年の解る所を併するに總して三十三人なり。嘉祐二年、四歲科場は時頗る淹久なるを以て、自今間歲一試とす。三年、禮部因りて諸州解額の半を減ずるを請うに、遂に一十六人を減ず。五年、解額を増し試に就きし人數を以て率と爲すに、舊一十七人、増して二十五人と爲す。元給事絳の勸駕詩、英翹五五南閩に出る、蓋し是を謂う。…

『淳熙三山志』卷七公廩類一試院・割注部分⁴⁶

まず天禧四年（一〇二〇年）の二人を取ったというの是对応する史料があるが、これは明らかに解額の設定ではなく、特に解送を許した人数を示すのに過ぎない⁴⁷。そのため、福州解額が明らかとなるのは天聖七年以降となる。天聖七年に十八人であったが、明道二年に二十三人増して四十一人となる。そして景祐四年にその増した二十

三人を削減してその二割となる四人のみを残し、二十二となり、慶暦五年（一〇四五年）には前回科擧の応募者数の二割を増額することに決定されるが、恐らくこれでは元額の半数を超えてしまうので、その半数となる十一人増額となり、計三十三人となる。嘉祐二年に科擧が隔年開催となったことに合わせて、十六人を削減して、十七人となり、同五年（一〇六〇年）、応募者数に応じて八人を増している。

ではこの天聖七年から嘉祐五年に到るまでの流れを前節で引用した史料と合わせて確認してみることにはしたい。まず明道二年に解額が急増したことについては、同年に行われた解試の前年となる元年の布告、【史料八】と対応させる。当該史料の前半部分は肝心の大中祥符八年（一一〇一五年）額が分からないため、分析するのが困難であるが、単純に考えれば省試参加者を半減させる、ということであろう。だが福州の解額が急増しているというのは、当該史料後半にある、応募者が多い州軍はその二割を解るといふ部分を適用したと考えられる。すなわち、解額数四十一人と約二百人の応募者から計算された額数ではないか、ということである。そして東南一州の応募者数が二百人程度というのは、第二節での検討結果とも合致する。そうであるならば、全体としては解額数はどうなったのであろうか。残念ながら、この年の他州での解額数は断片的にしか残っていないため、全国的な考察をすることは困難である。そこで省試の規模から考えていくこととしたい。明道二年解試を承けて行われ

た景祐元年（一一〇三四年）省試では進士科は五百一人を合格させている。⁽⁴⁹⁾そしてこれは応募者数の二割を合格させるという規定に沿うものであった。⁽⁵⁰⁾つまりここから、この時の省試参加進士数は二千五百人程度であったと分かるが、これは解額固定制の前である分数制の時期のそれと大きく変わるものではない。⁽⁵¹⁾本来的には解額が分数制より固定制へと移った理由は州軍からの濫進対策であった。それでありながら結果的には分数制時期と同規模の省試を行うこととなったのであるから、【史料八】の前半部分がどのように適用されたのかはともかく、全体として見るならば無論、免解進士なども省試に参加したとはいえ、全国的に解額数の大幅な増加があったと判断してよく、またこれは前節での結論である本貫取解規定を遵守させるためにも解額数の調整が行われていた、というのに合致する。

そしてこの急増した福州解額数四十一というのはこの時限りとなり、

【史料十三】

禮部貢院に詔するに、諸州軍の貢擧の人数多く不均なるに、宜しく舊額を約し増損し以聞すべし、と。

『續資治通鑑長編』卷一一〇景祐四年春正月壬午⁽⁵²⁾という詔令の対象となって、削減が行われた。そして慶暦四年に本貫取解規定の厳格化が行われたことは述べたが、この年には科擧がなかったこともあってか解額については依然として未規定であった。だがその翌年に【史料十一】にあるように応募者の二割を増額とす

るが、元の額数の半分を超えてはならないと決まったため、福州解額は三十三人となる。

そして嘉祐二年に科挙が隔年開催となったことに応じて、解額数の半減が行われ、福州解額は十七人となる。この隔年開催の原因の一つにはそれまでの四年一貢では「四方の士子京師に客し、以て試を待つ者恒に六七千人なり。」⁽⁵⁴⁾であり、それによる不正寄応者の増大があったことによる。⁽⁵⁵⁾そしてそれに合わせて本貫取解規定も再確認されるが、結果として

【史料十四】

諸路の解發、試に就きし人多く解額少なき處有りて、今既に並びに土著に歸するに、禮部をして解額を量添せしむ。

『續資治通鑑長編』卷一九〇嘉祐四年冬十月癸酉⁽⁵⁷⁾
とあるように寄応者の帰郷が実現され、それに応じての増額が行われ、福州解額は二十五人となるのである。⁽⁵⁸⁾

このようにしてみると、前節で引用した史料による全国的な解額変化というものは福州にて確実に実施されていたことが理解できる。恐らく他州軍にても状況は同じであったであろう。そしてその解額数変化は本貫取解規定の厳格化と軌を一にするものであったのであるが、【史料十四】にもあるように、規定が遵守されているからこそ、解額数が変化したという事例も存在していた。ここからも両者の密接な関係というのを見てとれる。

北宋前半の本貫取解について

五、終わりに

今までの述べてきたことをまとめるとすると、まず第二節では開封と地方との解試受験倍率を実数を挙げながら比較し、その結果として場合によってはその差は一対十になっていたことを明らかにした。そしてこの格差が当時の士人たちを本貫取解規定を無視させる要因になっていたことを述べた。次なる第三節では北宋前半の本貫取解規定の変遷を時系列に沿って分析し、仁宗朝期には天聖七年以降で厳格化の動きがあったこと、ただしそれは上意下達での単純な指示ではなく、解額数の調整をとまなうものであったことを指摘した。そして第四節では全国的な解額数の調整というものが果たして実施されていたのかを福州を事例に分析、結果として福州解額数の変化は全国的な布告と一致していたことを明らかにし、前節までの見解を補強するものとなった。

小論にて扱いきれなかった点として、福州という事例を挙げながらも、北宋前半期での各地域間の応募格差に触れられなかった点が挙げられる。これについては今後の課題としていきたいが、それでも小論が扱った北宋前半期、特に仁宗朝期は本貫取解規定にとって大きな変化があった時期であり、それは科挙受験にも影響を与えていたことは描くことができた。では、この時期は科挙社会史にとつてどのような意義を有する時代なのであろうか。

仁宗は先に引用した【史料十一】や【史料十四】で見てきたように解額数の増加を行っており、そのようなこともあって「仁宗の如きは歴代天子の中で最も大量生産主義に徹したるもの」と称されている。そしてその理由としては仁宗自らは「人材採用がまだまだ十分ではないことを懸念する」旨の発言をしているが、⁽⁵⁹⁾「それと同時にどこまで自覚的であったかはともかく、少なくとも結果的には一本貫取解規定との相互関連、すなわち解額数を調整することで非本貫地に滞在・居住していた応募者を利益誘導させ、その結果としての現状に対応するためにさらに解額数の調整を行った、といった要因も存在していたのである。確かに本貫取解規定は完璧に守られたというわけではない。だが決して何の影響も及ぼさなかった無意味な単独規定であった、というわけでもないのである。

さらに嘉祐二年十二月に知揚州であった劉敞は

【史料十五】

臣伏して見るに近敷貢舉條約を更張し、四方の遊士をして各おの其の郷里に歸らしめんと欲し、有司は得るに行を觀て言を聽くを以て、濫進の弊を絶つ。此れ誠に上は古制に近く、下は時宜に適す。…今州郡皆な學有り、學皆な生徒有るも、終に師の以て之を教うる無きを思う。…

『公是集』卷三十二、上仁宗請諸州各辟教官⁽⁶¹⁾という上奏文を残している。ここで言う「近勅」とは同月に出され、間歳一頁を決定するとともに、本貫取解規定を再確認したものであ

り、⁽⁶²⁾全体の内容としては遊士を諸州に帰らせたことは大変に良いことであるが、地方学生を教える教員がいなかったため、適当な人間を各地方政府が選んで教授とすべきである、というものである。すなわち、地方学生数の増加は遊士の帰郷によるものだ、と認識されている。史料としての性格上、これが実態をどこまで正しく反映していたのか必ずしも明らかではないが、前節までで検討したことと合わせて考えれば、規定の徹底とそれともなう非本貫地に滞在・居住していた応募者（すなわち士人層）の帰郷、そこからの応募者の特定地域（具体的には開封府）からの地域的広範化へつながったことが想像される。⁽⁶³⁾事実、厳格化が進んだ天聖七年より後の景祐年間を中心に、地方学校への財政的支援が急激に増えているのも、そのためである。⁽⁶⁴⁾

十一世紀後半以降、宋朝政府は人格と教養を兼ねそなえた官僚を採用する、という目標のため、科挙の廃止と学校からの採用一本化を目指していくことになる。そのため、学校・学制へのテコ入れ、学生数の大幅な増加なども見られ、結果として士人層の拡大、科挙社会形成へとつながっていく。そしてこの小論が扱った仁宗朝期、特に十一世紀前半は本貫取解規定の変化によって科挙に参加する人間、士人層の地域的広範化が見られた。すなわち、この時期はその後の各地域の科挙社会が形成されていった起点であったのである。

注

- (1) 近藤一成『宋代中国科挙社会の研究』（汲古書院、二〇〇九年）ほか。
- (2) 高橋芳郎『宋代の士人身分』（同）『宋—清身分法の研究』、北海道大学図書刊行会、二〇〇一年、所収、初出は『宋代の士人身分について』、一九八六年）ほか。
- (3) 程民生『論宋代科挙戸籍制』（『文史哲』二〇〇二年第六期）。またこれは理念としては漢代よりの郷里里選に基づいている。なお、宋代の本籍地概念については包偉民・魏峰『宋人籍貫觀念述論』（『浙江大学学报（人文社会科学版）』第三十七卷第一期、二〇〇七年）に詳しいのでそちらも参照のこと。
- (4) 荒木敏一『宋代科挙制度研究』（『東洋史研究会』一九六九年）五十五頁
- (5) 近藤一成『參天台五臺山記』科挙記事と北宋応試者数』（『史滴』三十五号、二〇一三年）
- (6) 近藤一成『蔡京の科挙・学校政策』（前引近藤氏著作所収、初出は『蔡京の科挙学校政策』、一九九四年）
- (7) 「天下州郡擧子、既以本處人多解額少、往往競赴京師、旋求戸貫、郷擧之弊、無甚於此。雖朝廷加以峻文、而終不能禁止者、蓋以開封府擧人不多解額動以數百人、適所以招徠之、而使其冒法。欲革其弊、莫若預爲之防。於罷擧之歲、令本府下諸縣察訪見今土著、寔有多少擧人、候見得的實數目、開送貢院。比較外郡人數、酌中解名處量其分數、別立定額。外方擧人知其如此、豈肯不遠數千里冒峻文而求寄貫乎。」
- (8) 正確な日時は不明であるが、『玉海』卷一一六科擧三は熙寧二年（一〇六九年）四月に官僚たちに科擧の議論を行わせたと載せているため、この時期だと考えられる。
- (9) John w. Chaffee, *The Thorny Gates of Learning in Sung China. A Social History of Examinations*, Cambridge, Cambridge University Press, 1985, second edition, Albany, State University of New York Press, 1995, pp.61-65, などを参照のこと。
- (10) 「蓋以朝廷每次科場、所差試官率皆兩制三館之人、其所好尚即成風俗。在京擧人、追趨時好、易知體面、淵源漸染、文采自工。使僻遠孤陋之人、與之爲敵、混同封彌、考較長短、勢不侔矣。…非遊學京師者、不善爲賦詩論策。以此之故、使四方學士皆棄背郷里、違去二親、老於京師不復更歸。」
- (11) 『續資治通鑑長編』卷一八五嘉祐二年春正月癸未の「翰林學士歐陽修權知貢擧。先是、進士益相習爲奇僻、鉤章棘句、寢失渾淳。修深疾之、遂痛加裁抑、仍嚴禁挾書者。及試勝出時、所推擧皆不在選。鬻薄之士、候修晨朝、羣聚詆斥之。至街司邏吏、不能止、或爲祭歐陽修文、投其家、卒不能求其主名置于法。然文體自是亦少變。」のこと。
- (12) 『宋會要輯稿』選擧三之四一熙寧二年三月九日「詔貢院依例貢擧。上因問輔臣間歲與三年開貢擧利害、或對曰「遠方應擧、往來甚勞、人以爲不便、故改間歲爲三年。」、および『傳家集』卷三十二貢院乞逐路取人狀「自間歲開科場以來、遠方擧人憚於往還、只在京師寄應者比舊尤多。」
- (13) 「吳郡解額、自祥符間定制、秋擧以四人爲率。慶曆中、應擧者止二百人。范貫之龍圖送錢正叔赴擧序、已言四人之額、視它藩爲最寡。熙豐間、擧人漸多、增至六人。…」
- (14) 『中興紀聞』卷三范貫之
- (15) この序文は既に失われており、確認できない。『中興紀聞』卷一、「姑蘇志」卷六十も同史料を載せるが、二百人という数字は同じ。
- (16) 『中興紀聞』卷五王教授祭學生文「慶曆中、郡學既建、養士至百員、亦有自他郡至者。」
- (17) なお、ここにある解額が大中祥符年間に定まったという記述は大変に興味深い。近藤一成氏は『續資治通鑑長編』と『宋會要輯稿』を引きながら、解額の分數制より固定制への移行が行われた時期を景德二年（一〇〇五年）ないし大中祥符二年（一〇〇九年）としているが（『宋初の国子監・太学について』（前引近藤氏著作、初出は一九八五年）、この史料はその考証に傍証を与えるものとなるであろう）。
- (18) 「袁州自國初時、解額以十三人爲率。仁宗時、查拱之郎中知郡日、因秋

試進士、以黃華如散金爲詩題。蓋取「文選」詩、青條若葱翠、黃華如散金、是也。舉子多以秋景賦之、惟六人不失詩意。由是只解六人、後遂爲額。無名子嘲之曰、誤認黃華作菊華。」

(19) 查拱之が知袁州であった時期を、李之亮氏は『正德袁州府志』を引いて天聖六年（一〇二八年）から明道二年としている。（『宋兩江郡守易替考』、巴蜀書社、二〇〇一年、四三七頁）

(20) 前引近藤氏論文「宋初の国子監・太学について」

(21) 『宋會要輯稿』選舉一四之一六、一七至道三年（九九七年）五月九日、咸平元年（九九八年）五月二十三日

(22) 『文忠集』卷一三論遂路取人劄子「今東南州軍進士取解者、二三千人處只解二三十人。是百人取一人、蓋已痛裁抑之矣。」

(23) 『宋會要輯稿』選舉一五之一四皇祐五年閏七月二十日「詔、開封府・國子監進士、自今每一百人解十五人。其試官親嫌、令府監互相關送。若兩處俱有親嫌、即送別頭。」

(24) 『宋會要輯稿』選舉三之三三嘉祐二年十二月五日「詔曰：自今間歲一開科場、天下進士・諸科並解舊額之半。開封府・國子監以皇祐四年所解人數五分爲額、鎖廳及試官親戚舉人亦準此。」

(25) 『禮部貢院言、奉詔再詳定科場條制、應天下進士・諸科解額各減半、明經・別試而係諸科解名、無諸科處許解一人。開封府進士二百一十人、諸科一百六十人、國子監進士一百人、諸科一十五人。明經各一十人、並爲定額。：從之。』一部、文字を『續資治通鑑長編』卷一八七嘉祐三年（一〇五八年）三月辛巳に抛り改めた。

(26) 『續資治通鑑長編』卷一八六嘉祐二年十二月戊辰「上封者言、四年一貢舉、四方士子客京師以待試者六七千人。」

(27) 『宋會要輯稿』選舉一五之六天聖七年八月十日「上封者言、京府秋試進士不下一二千人。：。」

(28) 「上封者言、今歲開封府舉進士者至千九百餘人、多妄冒戶籍、請條約之。」また、同様の状況を示す史料としてはかに金君卿『金氏文集』卷下仁宗朝

言貢舉便宜事奏狀「臣竊見、向來開封府・國子監兩處應舉者常至數千人、其間雖有奇才異士、然亦類多託籍冒名、浮薄不逞者、雜於其中、或紛撓禮闈、動致喧爭、或輕議國體、妄生謗議。」があり、当該史料中に「今年貢舉事」、「臣伏觀皇祐二年明堂赦書節文」などという表現が見えるため、時期としては皇祐五年か、嘉祐年間と思われる。

(29) 『宋會要輯稿』選舉一四之一四開寶五年（九七二年）十一月十四日「詔曰、鄉舉里選、先王之制也。朕之取士、率由舊章。宜用申明、俾從遵守。應天下貢舉人自今並於本貫州府取解、不得更稱寄應。」など。

(30) 「上封者言、貢舉條制、進士諸科如顯無戶籍、及雖有戶籍久離本貫者、許召官委保就試、仍於卷首具標本貫寄應二處。若雖無田業、見存墳域、久居舊貫、顯有行止、亦許召保取應。伏見近年每開科場、外州舉人競湊京府、寄貫召保、多違此條。：欲請自今開封府進士、除舊有戶版十年以上見居本貫者許投狀、未及十年或雖已十年、不居本貫者、無得接狀。其在京無戶之人、許先經縣投狀、責鄉耆保驗、委是久居、別州亦無戶籍者、結罪書狀、委縣官訪驗行止、無有虛矯、保明上司錄司告示、召保取解。其外州先有戶籍之人、各勒就本貫請解、與理舊舉數場第。如鄉里別無親戚、但有墳墓、亦許召保取解。如旋置田土、妄召保官、寄立戶名、罔冒鄉縣、一事非寔、許人糾告。應干犯人皆以違制一等科罪、舉人有贓、亦勿聽贖。詔兩制集官議定、翰林學士章得象等言：請令舉人如有戶籍及七年以上見居本處、即許投狀。未及七年、不居本貫者、不在收接之限。其委無戶貫者、舊制許召有出身京朝官保明行止、仍不得過二人。：如有違犯、保官以違制失論、舉人勒出科場、永不得取應、同保者殿五舉。如涉請囑、自從重論。今上封者請先經所隸縣投狀、及責村耆察訪行止。望如所請、仍聽諸色人糾告。其外州舉人與理舊舉數場第、及止有墳墓、亦許召保取解、若一事違條貫、用違制一等科罪。望並依所請。奏可。：」一部文字を『宋會要輯稿補編』に抛り改めた。

(31) 『續資治通鑑長編』卷一〇八同年同月条に「上封者言、今歲開封府舉進士者至千九百餘人、多妄冒戶籍、請條約之。癸酉詔：」とあって、開封府

で本貫地を偽って応募するものが多いため、今回の新規定が出されたことが分かる。

(32) 例としてこの時期の科挙は天禧三年(一〇一九年)、天聖二年(一〇二四年)、同五年、同八年に開かれている。

(33) 『宋會要輯稿』選舉三之三六嘉祐三年三月十一日「禮部貢院言：凡戸貫及七年者、若無田舍而有祖父墳者、並聽。」および『宋會要輯稿』選舉一六之二〇淳熙四年(一一七七年)三月三日「詔、淮南・京西人戸有產業、如煙爨實及七年以上應舉、即許依貢舉法收試。」なお、後者の詔が出された背景としては辺境にて人戸を増やすという意図もあった。

(34) 『續資治通鑑長編』卷一〇二天聖二年春正月甲午に「舉人兩處取解及犯徒而嘗以蔭贖者、永不得入科場。」とあるように、それまでの規定で「永に取解するを得ず」であったのは二重応募者とかつて犯罪を犯した者の両者に限定されていた。

(35) 「詔、天下舉人依大中祥符八年額解五分外、其人多額少處、許計就試人數解十之二。」

(36) 『宋會要輯稿』選舉一五之八、九天聖八年(一〇三〇年)十一月十九日、同十年八月二十八日、明道元年十一月六日

(37) 「南郊赦書、應三京及諸州軍進士・諸科會經殿試、及進士寔應四舉、諸科寔會經六舉南省下第者、并昨來開封府本土進士、多聞因郡外舉人虛冒戸名、妄稱鄉貢就試、致解送本土舉人全少。重其鄉選、特示推恩。：其外郡舉人、仍仰有司勘會舊額、特與增添人數、此後須得就本貫請解。：」

(38) この措置が解額数の増加なのか、それともこの時限りの措置なのかは判断に迷うが、史料前半部分の措置が推恩であつて、この時限りであつたことを考えると、その他地方への措置もこの時限りであつたと考えられる。実際、後掲史料での福州の事例ではこの時に解額数の増加は見られない。

(39) 慶暦の改革については近藤一成「慶暦の治」小考(前引近藤氏著作所収、初出は一九八四年)等を参照のこと。

(40) 「初入郡學人、須有到省舉人二人委保是本鄉人事、或寄居已久、無不孝

不悌踰濫之行、即不會犯罪責、或會經官司罰贖、情理不重者、方得入學。應取解逐處在學本貫人、並以入學聽習、至秋賦投狀日前及三百日以上、舊得解人百日以上、方許取應。」

(41) 『宋會要輯稿』選舉一五之一二慶暦四年六月二十八日「詳定貢舉條所言：欲令諸處取解進士・諸科舉人、每三人已上爲一保。國子監、開封府五人已上爲一保、內須有書到省舉人。從之。」

(42) 『續資治通鑑長編』卷一五三同年十一月戊午朔

(43) 『續資治通鑑長編』卷一五五慶暦五年三月辛未「詔曰、頃者嘗詔方州增置學官、而吏貪崇儒之虛名、務增室屋、使四方游士競起而趨之、輕去鄉閭、浸不可止。自今有學州縣、毋得輒容非本土人居聽習。」および『宋會要輯稿』崇儒二之四、五慶暦五年三月「詔、天下見有官學州縣、自今只許本土人聽習。若遊學在外者、皆勒歸本貫。其所在官吏、仍不得以州學公用爲名、科率錢物。令轉運司常察舉之。」

(44) 『續資治通鑑長編』卷一六四同年夏四月丙子

(45) 「詔禮部貢院增天下解額。既而上言、請以景祐四年、慶暦元年科場取解進士人數內、擇一年多者、令解及二分爲率。就試人雖多、所添人數各不過元額之半。：今總諸州軍凡增三百五十九人、乞永爲定額。從之。」

(46) 「州自國初舉子尚少、錢氏歸朝、解額未有定法。天禧四年、詔節鎮州府取進士二人、累增至天聖七年爲十八人。明道二年、增爲四十一人、景祐四年、以明道二年所增人數太多、令十取二、州該四人、併天聖七年額爲二十二人。慶暦五年貢舉、所以元年就試人數解二分、不得過元額之半、州該增十一人、併景祐四年所解總三十三人。嘉祐二年、以四歲科場時頗淹久、自今間歲一試。三年、禮部因請減諸州解額之半、遂減一十六人。五年、增解額以就試人數爲率、舊一十七人、增爲二十五人。元給事絳勸駕詩、英莢五五出南閩、蓋謂是也。：」ただし、小論で底本としたのは大化書局より出版されている『宋元地方志叢書』所収の清代鈔本であるが、これは一部数字が崇禎刊本とは異なっている。

(47) 『宋會要輯稿』選舉一五之一、三天禧四年正月十八日「詔曰、諸州進士・

諸科舉人、久在科場、未階祿仕、頗多淹滯、特示搜揚。宜令三京・諸州取三舉已上、曾經御試、委是士著、無犯兇者、量試藝業、簡其人材筆劄、保明解送、當議考試所業、量材於班行錄用。開封府進士八人、諸科十二人、河南府・國子監並進士四人、諸科六人、應天府進士三人、諸科四人、節鎮進士三人、諸科三人、防團軍事州進士一人、諸科二人、軍監進士或諸科一人。如諸科中經御試者數多、許於五舉已上南省終場下第人内揀充、即不得以寄貴、犯刑人預數。其川廣福建江浙荆湖、自來諸科全少、止取進士、節鎮二人、防團軍事州、軍監一人。仍限七月終到闕。」一部、文字を「宋會要輯稿補編」に拠って改めた。

(48) 『宋會要輯稿』選舉一五之九景祐元年正月十三日に拠れば、青州進士解額は二十二人、永興軍額は九人。

(49) 『續資治通鑑長編』卷一一四景祐元年三月戊寅、己卯、辛巳。そしてこれは宋朝始まって以来、初の合格者五百人台であった。

(50) 『宋會要輯稿』選舉三之一七景祐元年正月二十二日「詔曰：其今年南省就試進士・諸科、宜令禮部貢院於十分中許解送二分、并曾經先朝御試及後來殿試、進士三舉、諸科五舉、并進士五舉、年五十已上、諸科六舉、年六十已上者、雖所試不合格、特許別作一甲奏名。其二分人内、如合格人數不足、不得將文藝紕繆之人充數。」

(51) 『宋會要輯稿』選舉一四之一九景德二年七月二十日「今歲諸道取解・免解進士僅三千人、諸科萬餘人。」

(52) この年の省試は仁宗朝期でも比較的に大きい規模であったと思われる。近い時期で比較できる史料はないが、慶曆四年の状況を示す史料として『文忠集』卷一〇四論更改貢舉事件劄子には進士科は「凡貢舉舊法、若二千人就試、常額不過選五百人（毎年到着就試及取人之數、大約不過此）」とあり、また『續資治通鑑長編』卷一六四慶曆八年夏四月丙子には「舉人每至尚書省、不下五七千人。」とあり、進士科と諸科との比率を前注史料から一対四と判断するならば、この慶曆八年省試の進士は千二百人前後になる。後者は間歳一貢の期間であるため、通常はこの倍となるわけだが、

それでも景祐元年の二千五百人というのは多い。

(53) 「詔禮部貢院、諸州軍貢舉人數多不均、宜約舊額增損以聞。」

(54) 『文獻通考』卷三十一選舉考四「四年一貢舉、四方士子客京師、以待試者恒六七千人。」

(55) 『宋會要輯稿』選舉三之三三四嘉祐二年十二月五日「舉人至京師始結保、多欺冒隱匿」

(56) 『續資治通鑑長編』卷一八六嘉祐二年十二月戊申「其不還鄉里而寓戶他州以應選者、嚴其法。」

(57) 「諸路解發、有就試人多解額少處、今既並歸士著、令禮部量添解額。」

(58) 『宋會要輯稿』選舉一五之一五嘉祐五年二月七日に拠ればこの時の増額は「福・建・泉・南劍・汀州・邵武・興化軍共四十五人」であった。

(59) 前掲荒木氏著作、一一八頁

(60) 『續資治通鑑長編』卷一一四景祐元年春正月癸未「詔曰、朕念天下士鄉學益繁、而取人之路尚狹、或棲遲田里、白首而不得進。」

(61) 「臣伏見近敕更張貢舉條約、欲令四方遊士各歸其鄉里、而有司得以觀行聽言、絕濫進之弊。此誠上近古制、下適時宜。：今州郡皆有學、學皆有生徒、而終患無師以教之。：」なお、この史料が書かれた時期、および劉敞の官職については「宋朝諸臣奏議」卷七十八割注に拠る。

(62) 『宋會要輯稿』選舉三之三三三嘉祐二年十二月五日「詔曰：四年設科、時頗淹久、慮興遺滯之嘆、殊匪招來之勤。將革弊端、宜更著令。自今間歳一開科場、天下進士・諸科並解舊額之半。：應天下舉人並令歸本貫、令本縣令佐察其行實、以上於州。知州通判審覆、以上於轉運司。：」および『續資治通鑑長編』卷一八六嘉祐二年十二月戊申「其不還鄉里而寓戶他州以應選者、嚴其法。」

(63) 同様の流れを示すものとして、熙寧二年の王珪『華陽集』卷七議貢舉序奏狀「今天下雖有學、人率多游放未盡得士著之士、教授者又無訓導之科。每下詔京師、增補監員、不可勝數、使飭身厲行者與夫不肖叢然而並趨、將何以別焉。請選置天下學官、罷京師增補監員、盡命歸就本貫。」がある。

むしろここでは彼等の収容先としての学校が想定されており、興味深い。

(64) この期間の地方学校への振興策一覧は寺田剛『宋代教育史概説』(博文社、一九六五年)二十七頁〜三十一頁を参照のこと。